



平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ピーエス三菱
代表者名 取締役社長 勝木 恒男
(コード番号 1871 東証第 1 部)
問合せ先 総務人事部長 飯沼 久志
(TEL . 03 - 6385 - 8002)

第一種後配株式の内容の一部変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり当社が発行する第一種後配株式の内容の一部変更について決議し、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 64 回定時株主総会ならびに当社の普通株式を有する普通株主様を構成員とする種類株主総会および当社の第一種後配株式を有する種類株主様を構成員とする種類株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当社は、同じく本日開催の取締役会において、下記のとおり取締役および監査役の責任免除に関する定款の一部変更について、上記日程で開催予定の第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので併せてお知らせいたします。

記

・第一種後配株式の内容の一部変更

1. 変更の理由

当社は、平成 14 年 10 月 1 日付で三菱建設株式会社（以下「三菱建設」といいます。）と合併するに際して、三菱建設が自己資本の充実と財務基盤の強化を図るため、平成 14 年 6 月 27 日開催の三菱建設の定時株主総会において承認を受け発行していた第一種後配株式（発行済株式総数 75,000,000 株）1 株に対し、両社の合併比率に従い当社の第一種後配株式 0.1 株の割当をもって割当交付いたしました。

この第一種後配株式には、普通株式を対価とする取得請求権、ならびに現金および普通株式を対価とする取得条項を設けております。平成 24 年 5 月 11 日現在、第一種後配株式の発行済株式総数は 7,500,000 株となっておりますところ、第一種後配株式の株主様による同株式の取得請求権については、平成 17 年 7 月 31 日以降、普通株式の時価が 800 円以上になった場合に行使可能であり、取得の対価として交付すべき普通株式の数の算定方法は、 $(400 \text{ 円} \div \text{取得時期における時価}^{\text{注1}}) \times 2 \times (1 + 0.014)^{\text{注2}}$ （但し、第一種後配株式 1 株につき交付される普通株式は 1 株を下回らず、2 株を上回らないものとします。）と定めております。そして、上記の取得請求権が平成 24 年 7 月 31 日までに行使されない場合には、その翌日をもって当社が第一種後配株式を取得し、その対価として定款に定める条件により算出される数の普通株式を交付することになっております。

すなわち、取得請求権の行使がなされずに平成 24 年 7 月 31 日が経過した場合には、平成 24 年 8 月 1 日をもって、第一種後配株式 1 株につき、 $(400 \text{ 円} \div \text{取得時期における時価}^{\text{注3}}) \times 2.30$ とする算定方法に基づいて算出される数の普通株式（但し、第一種後配株式 1 株につき交付される普通株式は 1 株を下回らず 2 株を上回らないものとします。）が第一種後配株式を保有する株主に交付され、短期間のうちに普通株式の希薄化が生じることとなります。

このような普通株式の希薄化を軽減し、株主様をはじめとする関係者への影響を緩和するため、第一種後配株式の内容を別紙（ご参考：発行済第一種後配株式および定款変更後の A 種類株式の概要）のとおり変更するものであります。

注 1) 時価は、第一種後配株式を有する株主が普通株式の交付を受けるのと引き換えに第一種後配株式の取

得を請求した日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の終値の平均値とします。

注 2)n は平成 14 年 7 月 31 日から取得を請求する日までに経過した満年数(1 年未満は切捨て)とします。

注 3) 時価は、平成 24 年 7 月 31 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の終値の平均値とします。

2 . 変更の内容

変更の内容は別紙(ご参考 . 発行済第一種後配株式および定款変更後の A 種種類株式の概要)
のとおりであります。

3 . 変更日

平成 24 年 8 月 1 日 (予定)

. 定款の一部変更

1 . 変更の理由

(1) 取締役および監査役の責任免除

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨を、会社法第 426 条の定めによる取締役および監査役の責任免除制度に基づき、現行定款第 32 条および第 43 条について所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 32 条の変更につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

(2) 第一種後配株式の内容の一部変更

前記「 . 第一種後配株式の内容の一部変更」を目的として、現行定款第 5 条、第 7 条、第 13 条の 2 ないし第 13 条の 6 および第 51 条について所要の変更を行い、附則を新設するものであります。

2 . 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年 6 月 27 日 (予定)
定款変更のための普通株主による種類株主総会開催日	平成 24 年 6 月 27 日 (予定)
定款変更のための第一種後配株主による種類株主総会開催日	平成 24 年 6 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生日 (取締役および監査役の責任免除)	平成 24 年 6 月 27 日 (予定)
同上 (第一種後配株式の内容の一部変更)	平成 24 年 8 月 1 日 (予定)

(ご参考．発行済第一種後配株式および定款変更後のA種種類株式の概要)

名 称	第一種後配株式	A種種類株式
発行日・変更日	平成14年7月31日(発行日)	平成24年8月1日(変更日)
発行株式数	7,500,000株	7,500,000株
議決権	あり	あり
譲渡制限	なし	なし
配当	平成17年3月期までは、利益配当を行わない。 平成18年3月期以降、普通株式1株につき12円以上の利益配当または剰余金の配当をする場合は、後配株式1株につき24円の利益配当または剰余金の配当を行う。	普通株式1株当たり配当される剰余金×平成24年7月31日時点における転換倍率
取得請求権(株主側の権利)		
取得請求権 (対価:普通株式)	取得請求期間:平成17年7月31日以降 取得の条件:普通株式の時価が800円以上になった場合 取得株式数:(400円÷取得時期における時価) ×2×(1+0.014) ⁿ 但し、後配株式1株につき交付される普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。	取得請求期間:平成24年8月1日以降、随時請求可能 取得株式数:A種種類株式1株×平成24年7月31日時点における転換倍率
取得条項(当社の権利)		
コールオプション (対価:現金)	取得可能期間:平成18年7月31日以降 取得の条件:800円×(1+0.014) ⁿ 取得可能株式数:後配株式の全部又は一部を取得することができる。	なし
取得請求権 (対価:普通株式)	取得可能期間:平成17年7月31日以降 取得の条件:普通株式の時価が800円以上になった場合 取得株式数:(400円÷取得時期における時価) ×2×(1+0.014) ⁿ 但し、後配株式1株につき交付される普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。	なし
一斉転換権 (対価:普通株式)	取得の条件:平成24年7月31日までに取得請求がなかった場合 取得株式数:(400円÷取得時期における時価) ×2.30 但し、後配株式1株につき交付される普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。	なし

(別紙、定款変更案の内容)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数と種類)</p> <p>第 5 条 本会社の発行可能株式総数は 11,000 万株とし、このうち 10,250 万株は普通株式、750 万株は本定款第 2 章の 2 に規定する<u>第一種後配株式</u>とする。</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 本会社の 1 単元の株式数は普通株式、<u>第一種後配株式</u>とも 100 株とする。</p> <p>第 8 条 ~ 第 13 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 種類株式</p> <p>(<u>第一種後配株式への利益の配当または剰余金の配当</u>)</p> <p>第 13 条の 2 <u>第一種後配株式に対しては、平成 17 年 3 月期までの利益処分にかかる利益配当および中間配当は行わない。</u></p> <p><u>平成 18 年 3 月期以降の事業年度にかかる利益処分または剰余金の処分において、普通株式に対して 1 株につき年 12 円 (その前事業年度にかかる中間配当または剰余金の配当において分配された金銭の額を含む。)以上の利益配当または剰余金の配当をする場合は、第一種後配株式に対して 1 株につき年 24 円の利益配当または剰余金の配当を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数と種類)</p> <p>第 5 条 本会社の発行可能株式総数は 11,000 万株とし、このうち 10,250 万株は普通株式、750 万株は本定款第 2 章の 2 に規定する<u>A 種類株式</u>とする。</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 本会社の 1 単元の株式数は普通株式、<u>A 種類株式</u>とも 100 株とする。</p> <p>第 8 条 ~ 第 13 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 種類株式</p> <p>(<u>A 種類株式への剰余金の配当</u>)</p> <p>第 13 条の 2 <u>本会社が、A 種類株式に各事業年度にかかる剰余金の処分を行うときは、第 13 条第 1 項または同条第 2 項に定める基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種類株式を有する株主または A 種類株式の登録株式質権者に対し、A 種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たり配当される剰余金に次項に定める転換倍率を乗じて得られる金額の剰余金の配当を行う。</u></p> <p><u>転換倍率とは、A 種類株式 1 株につき 400 を次項に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に 2.30 を乗じて得られる数 (400 を次項に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に 2.30 を乗じて得られる数の計算は小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。)をいうものとする。ただし、この場合の転換倍率は 1 を下回らず、2 を上回らないものとする。</u></p> <p><u>本会社の普通株式の基準時価とは、平成</u></p>

(株主の権利行使による第一種後配株式の取得の請求)

第13条の3 第一種後配株式を有する株主は、平成17年7月31日以降で、かつ最初に株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が800円以上となった日以降、いつでも普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を本会社に請求することができる。

前項の場合において、本会社に対し第一種後配株式の取得を請求した株主に対しては、第一種後配株式は、1株につき400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に、1.014をn乗した数に2を乗じた数(nは平成14年7月31日から第一種後配株式を有する株主が普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を請求する日までに経過した満年数(1未満は切り捨て)とする。)を乗じて得られる数(400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に1.014をn乗した数に2を乗じた数を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の普通株式が交付される。ただし、この場合、第一種後配株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規

24年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後にA種種類株式の発行から10年を経過する日が到来した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(株主の権利行使によるA種種類株式の取得の請求)

第13条の3 A種種類株式を有する株主は、平成24年8月1日以降、いつでも普通株式の交付を受けるのと引換えにA種種類株式の取得を本会社に請求することができる。

前項の場合において、本会社に対しA種種類株式の取得を請求した株主に対しては、当該株主が保有するA種種類株式に前条第2項に定める転換倍率を乗じて得られる数の普通株式が交付される。ただし、この場合、A種種類株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。

定に準じてこれを取り扱う。

本条において本会社の普通株式の基準時価とは、第一種後配株式を有する株主が普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を請求した日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に第一種後配株式を有する株主が普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を請求した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(削除)

(第一種後配株式の取得)

第13条の4 本会社は、平成18年7月31日以降、株主に配当すべき剰余金をもって、1株につき800円に1.014をn乗した数(nは平成14年7月31日から本会社が第一種後配株式の全部または一部を取得する日までに経過した満年数(1未満は切り捨て)とする。)を乗じた金額(800円に1.014をn乗した数を乗じた金額の計算は円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)により、第一種後配株式の全部または一部を取得することができる。

(削除)

(会社の権利行使による一斉取得日における第一種後配株式の取得)

第13条の5 本会社は、本条に定める一斉取得日に、第一種後配株式1株につき400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に、1.014をn乗した数に2を乗じた数(nは平成14年7月31日から本条に定める一斉取得日までに経過した満年数(1未満は切り捨て)とする。)を乗じて得られる数(400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に1.014をn乗した数に

(削除)

2を乗じた数を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の普通株式を交付するのと引換えに第一種後配株式を取得できる。ただし、この場合第一種後配株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。

本条において一斉取得日とは、平成17年7月31日以降で、かつ最初に株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が800円以上となった日以降の日で、本会社の取締役会が定める日をいうものとする。

本条において本会社の普通株式の基準時価とは、本条に定める一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に本条に定める一斉取得日が到来した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(会社の権利行使によるその他の場合における第一種後配株式の取得)

第13条の6 本会社は、平成24年7月31日までに取得請求のなかった第一種後配株式を、1株につき400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数(400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の普通株式を株主に交付するのと引換えに取得

(削除)

できる。ただし、この場合第一種後配株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。

本条において本会社の普通株式の基準時価とは、平成24年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に第一種後配株式の発行から10年を経過する日が到来した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

第4章 取締役および取締役会

第20条～第31条

(条文省略)

(社外取締役との間の責任限定契約)

第32条 (新設)

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第4章 取締役および取締役会

第20条～第31条

(現行どおり)

(取締役の責任免除)

第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

— 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

<p>第 33 条 ~ 第 42 条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役との間の責任限定契約)</p> <p>第 43 条 (新設)</p> <p>本公司は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 48 条 ~ 第 50 条 (条文省略)</p> <p>(第一種後配株式の転換または取得と配当)</p> <p>第 51 条 本公司による第一種後配株式の取得と引換えに交付された普通株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、<u>転換の請求、一斉転換、取得の請求または一斉取得が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換または取得があったものとみなして、支払うものとする。</u></p> <p>第 52 条 (条文省略)</p> <p>附則 (新設)</p>	<p>第 33 条 ~ 第 42 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 43 条 <u>本公司は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>— 本公司は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 48 条 ~ 第 50 条 (現行どおり)</p> <p>(A 種種類株式の取得と配当)</p> <p>第 51 条 本公司による A 種種類株式の取得と引換えに交付された普通株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、<u>取得の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ取得があったものとみなして、支払うものとする。</u></p> <p>第 52 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>平成 24 年 3 月末日に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会社の定時株主総会ならびに本会社の普通株主を構成員とする種類株主総会および本会社の第一種後配株主を構成員とする種類株主総会における決議に基づき本定款が変更された後、最初に行われる A 種種類株式に対する中間配当金については、本定款の変更の効力発生時点における A 種種類株式を有する株主が平成 24 年 4 月 1 日に当該 A 種種類株式を</u></p>
---	---

	<p><u>有するものとみなして、支払うものとする。</u></p> <p><u>第2条</u> 本定款第5条、第7条、第13条の2第1項および同条第2項、第13条の3第1項および同条第2項、ならびに第51条の変更、第13条の2第3項の新設、ならびに第13条の3第3項、第13条の4、第13条の5、および第13条の6の削除は、平成24年8月1日から実施する。</p> <p><u>第3条</u> 本附則は、平成25年3月31日をもってこれを削除する。</p>
--	---

以上